

『塩田の館』 トライアル・サウンディング 利用者を募集します

📖 **トライアル・サウンディングとは**

公共施設などの効果的な活用方法を探るため、施設の暫定利用を希望する民間事業者などを募集し、一定期間実際に利用してもらう制度です。

塩田の館の概要

平成4年開館。観光振興・地域振興を目的とした施設で、塩田平エリアに位置しています。建物は「蚕都上田」をイメージしており、館内には展示スペース、休憩スペース、厨房などがあります。

施設概要

所在地	前山554-12	敷地面積	4,997㎡
施設面積	全体662㎡(食堂部分:約130㎡、厨房:約80㎡)		
構造	木造平屋建て	開館時間	9:00~17:00
駐車場	普通車25台	休館日	12月29日~1月3日



募集要項

募集期間

令和4年2月23日(水・祝)~令和5年2月28日(火)
※募集期間は、応募状況などにより、予告なく変更する場合があります。

参加資格

民間企業、NPO法人などの法人、個人事業主または任意団体
※市内外を問いません。

提案要件

施設利用者の利便性、サービスが向上する内容であることなど
(例:物産販売、飲食物販売、農産物販売、アウトドアスポーツ、イベント)

施設利用料

原則免除(厨房利用に係る光熱水費・清掃費は利用者負担)

申込

申請書など(☎窓口・市ホームページにあり)を記入して郵送または、直接☎窓口へ。

その他

募集要項など詳細は☎窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページからご確認ください。



ホームページ

施設を利用できる期間

令和4年4月1日(金)
~令和5年3月31日(金)

※利用期間は、1団体あたり
1週間~3か月程度

☎ 観光課(観光会館2階)

☎23・5408

〒386-0024 大手2-8-4

まちの話題

無病息災を願い、手作り繭玉でどんど焼き 1月8日(土)

武石児童館では無病息災を願い、毎年、庭でどんど焼きが行われています。参加した子どもたちは、楽しんで色とりどりの繭玉を作り、落ちないように柳の枝へしっかりと付けました。だるまやしめ飾り、夏に飾られた七夕飾りなどを



積み重ねたやぐらに火をつけ、火が弱くなってから、手作りの繭玉を焼きました。

焼きあがった繭玉を風邪をひかないようにと願いを込めながら食べていました。



菅平小学校 校内クロスカントリー大会

最後まであきらめない!

1月14日(金)

菅平小学校では、「校内クロスカントリー大会(フリーの部)」が行われ、小学1~6年生までの計53人が参加しました。本大会は、地域の皆さんに支えられながら毎年開催されています。



参加者は合図とともに勢よくスタートし、冷たい風が吹く中、一生懸命ゴールを目指します。途中で転んでしまってもすぐに立ち上がり、全員が最後まで滑りきることができました。



令和3年 文芸欄年間優秀作品賞 表彰式

1月25日(火)

毎月、広報うえだに掲載している文芸欄の短歌・俳句・川柳の各部門で、令和3年年間優秀作品賞が決まり、表彰を行いました。昨年1年間に投稿された作品数は、短歌835首、俳句1,533句、川柳893句です。たくさんの作品の中から、各部門の選者の先生方に優秀作品を選んでいただきました。受賞されたのは、次の皆さんです。



短歌 あこの頃の吾にあいたく履いてみん 下駄箱のおくの朱色きヒールを 菊池 三治子さん

都会に居た若かりし頃より気に入って、たくさん履いていたヒールが壊れても捨てられませんでした。思いつきで足を入れ、「ありがとうね」の気持ちで詠んでみました。

俳句 病室に歌人俳人小鳥来る 松沢 昭一さん

昨年6月に軽い脳出血で入院した時の句です。俳句に出合ったおかげで退屈せず、無事退院いたしました。今後とも俳句を楽しみたいです。

川柳 城と湯をロマンでつなぐ赤い橋 大林 正樹さん

令和元年台風19号により被害を受けた上田電鉄別所線の千曲川鉄橋(通称「赤い橋」)が昨年3月28日に1年半ぶりに復旧開通しました。上田のシンボルである上田城と湯の里別所温泉がつながった喜びを詠んでみました。



前列左から、大林さん、松沢さん、菊池さん

キーワードは「集い」「学び」「結ぶ」

みんなが輝く場所「公民館」をご利用ください

市内9公民館(中央・西部・城南・上野が丘・塩田・川西・丸子・真田中央・武石)は、地域住民のための学習施設であり、地域コミュニティの活動拠点です。年間の利用者数は、延べ約37万人です。公民館は各種団体が主体的に活動する場であると共に、公民館が企画する講座、イベントなどを通して幅広い学習の機会を市民の皆さまに提供しています。

公民館の利用について

利用時間 ●午前/ 9:00~12:00 ●午後/ 13:00~17:00
●夜間/ 17:00~22:00
※事前に申請が必要です。

施設使用料

使用する時間帯や学習室の広さにより異なりますが、原則として有料です。
※社会教育活動に資する公共的な活動であれば、減免となる場合があります。
※減免基準について見直しを行い、令和4年度から新しい基準により運用を行います。

詳しくは、各公民館までご確認ください。

Q.いつから予約できるの?

A. 申請する月を含めて3か月先まで予約できます。なお、空き状況は電話で確認できますが、予約は、直接公民館で申請書(各公民館窓口にあり)を提出する必要があります。

Q.誰でも利用できるの?

A. 団体(5名以上)の利用が対象です。個人での利用はできません。
※営利を目的とする活動や政治活動、宗教活動を行う場合は、利用できません。
※公民館は社会教育法第20条の目的に沿った活動を行う社会教育施設です。

公民館主催のイベント

各公民館の窓口やホームページ、フェイスブックで確認いただけます。また、お住まいの地域の公民館が発行する「公民館だより」を自治会で回覧しておりますので、ご覧ください。



ホームページ



☎ 中央公民館 ☎22・0760